



公開草案第 9 号「共同支配契約」

国際会計基準審議会 (IASB) は先月 (9 月)、公開草案第 9 号「共同支配契約」(ED 第 9 号) を公表しました。当草案の承認後、国際会計基準 (IAS) 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」(IAS 第 31 号) は差し替えられる予定です。当草案は、IASB と財務会計基準審議会 (FASB) とのコンバージェンス・プロジェクトの一環として公表されたものです。米国会計基準 (US GAAP) の修正は予定されておらず、当草案は US GAAP に「原則としてコンバージェンスさせる」ことが目的とされています。

当草案は、共同支配契約の当事者に対し、共同支配契約により発生する権利・義務の会計処理を要求することを目的としています。共同支配契約の当事者は、ジョイント・ベンチャーの資産あるいは成果に対する権利、およびその負債に対する支払義務を有する場合があります。共同支配契約の当事者は、それらの資産・負債についてそれぞれの持分を認識します。共同支配契約における純利益に対する持分は持分法により計上します。

共同支配組織あるいは共同支配資産に係る会計処理については、変更の提案は殆ど行われていません。それよりも、特定の資産・負債に対する権利・義務の結合が含まれる場合、および純利益に対する持分が含まれる場合の共同支配契約に係る会計処理が変更される可能性があります。共同支配契約の当事者である企業は、権利・義務を有するこれらの資産・負債に対する自己の持分を会計処理することになります。また共同支配契約における残余持分についても持分法により計上します。

当草案により、共同支配企業に関する会計処理を規定した IAS 第 31 号における比例連結か持分法かの会計方針の選択肢が排除されます。また当草案は、共同支配契約に関する法的枠組を重視するのではなく、共同支配契約の当事者の権利・義務に重点を置いています。

コメント募集期限は 2008 年 1 月 11 日です。IASB は、この IFRS を 2008 年後半に公表する予定です。発効日の詳細は未定です。

お問合せ： あらた監査法人 (広報)

〒108-0014
東京都港区芝浦4丁目2-8
住友不動産三田ツインビル東館13階
電話: 03-6858-0179 (直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 149 ヶ国 771 の都市に 14 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース (PwC) のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.